**《　記　載　例　》**

**令和２**年**８**月**１**日

　北海道水産林務部長　様

（誓約者漁協）

所　 在 　地　　**札幌市中央区北３条西６丁目1-11**

名　　　　称　　**北海道漁業協同組合**

代表者職氏名　　**代表理事組合長　北海　太郎**

　　　ベトナム向け輸出水産食品施設認定に係る漁業法等の適法性について（誓約）

　このたび、「ベトナム向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき、**株式会社道庁水産**が申請した施設認定に係るこのことについて、本申請に含まれる次の活水産物については、取扱要綱３（２）に適合している旨、誓約します。

記

１　認定申請施設

所在地　　**札幌市中央区北３条西７丁目2-22**

　　名　称　　**株式会社道庁水産　第一工場**

２　対象魚種名　※漁業権免許状の名称を記載（品目名：**ほたて**）

３　関係法令

（１）漁業法（昭和24年法律第267号）、北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）

　　①漁業権の区分：第　**一**種　**区画**　漁業権

　　②免許年月日：**平成３０**年**１２**月**２０**日

　　③漁業権免許番号：**道海区第１号、庁海区第１号～第２６号**

　　④漁業権行使承認の状況：**平成３０年度北海道漁業協同組合臨時総会**

において漁業権行使承認を決議

　対象者　計**１００**名

⑤漁業許可の名称及び状況

**ほたての養殖は、ロープ筏に稚貝を付着させた付着器を垂下し、当該付着器を引き揚げて収穫するのみであり、漁業許可等は必要ありません。**

（２）漁船法（昭和25年法律第178号）

　　　（１）により行使承認された組合員の漁船は全て、漁船法関係法令に基づき適正に登録等手続がなされています。

（３）持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）

**平成３０年３月１５日**付け制定の漁場改善計画に基づき適法に実施している。